



お知らせ版

Public Relations Magazine
Oshu City

Vol. 122
2016

4

公共下水道事業受益者負担金について

市が整備する公共下水道は、受益の範囲が限られるため、下水道の使用開始地域の土地所有者に下水道建設費の一部として受益者負担金を負担していただいています。本年度は新たに以下の地域の一部（既に賦課している土地を除く）に賦課を予定しています。

■賦課予定区域

【水沢区】秋葉町、佐倉河字鑑田、佐倉河字杉ノ堂、佐倉河字瀬ノ上、羽田町駅南一丁目、羽田町字下小谷木、羽田町字小屋敷、羽田町字並柳、羽田町字明正、羽田町宝生、羽田町字堀ノ内、羽田町字下屋敷

【江刺区】岩谷堂字中堰、愛宕字馬場先、栄町

■負担金額

土地面積1㎡当たり 380 円

■納付方法

5年間の10回払い（年2回）

※全額一括納付による報奨金あり

※7月に納付額、納付方法などの確認のための申告会を開催予定（該当者には書類を送付）

■問い合わせ

本庁下水道課総務係（内線 538）

◎ 供用開始後は速やかに下水道に接続しましょう ◎

各家庭では、台所や風呂場などで水を使っています。下水道などには、これらの生活排水に加え、トイレからのし尿などが全て流れていきます。しかし、下水道などには何

ごみは流さないで

でも流せるわけではありません。ごみなど水に溶けないものは下水道のつまりの原因となるほか、大量の油や洗剤は、終末処理場での微生物による浄化を妨げる原因となります。下水道の働きを守るため、一人一人の注意が必要です。

- 野菜くずやご飯の残り、天ぷら油などは流さない
- 食器や鍋の油污れは紙でふき取ってから洗う
- 食器洗いや洗濯の洗剤は適量を使う
- 洗濯機には糸くずフィルターをつける
- トイレにはトイレットペーパー以外のごみは流さない
- 風呂場でごみは流さない



下水道を大切に使う

下水道は快適な暮らしを守るパートナー

雨水は流せません

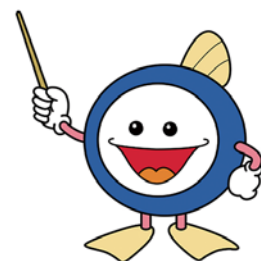
市の下水道などは汚水を処理する施設のため、雨水を流すことはできません。もし雨水が流れ込むと、終末処理場や浄化槽に大量の水が流れ込むことになり、汚水処理の妨げとなります。

正しく施工した排水設備では雨水が流れ込まないようになっていますが、誤って雨水が流れ込むようになっていく場合はお知らせください。

下水道はみんなの財産

下水道の維持管理費用には、皆さんの使用料が充てられています。自然や私たちの生活環境をより良くする下水道を守るため、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 本庁下水道課管理係（内線533）



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」